

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成28年11月22日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 菊池川河川事務所長 上江川 良治

1. 業務概要

- (1) 業務名 : 菊池川堤防質的検討業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務の目的 : 本業務は、菊池川右岸 42k800～45k000 において、過年度業務で検討された堤防強化対策工法の評価を行い、浸透対策の検討及び詳細設計を行う。
- (3) 履行期間 : 契約締結日の翌日～平成29年10月31日
- (4) 本業務は、競争性確保のため簡易公募型プロポーザルの手続に準じて行う業務である。
- (5) 本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp>) の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式1の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

1) 提出先 : 5. (1) に同じ。

2) 受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

- (6) 本業務は「低価格受注業務がある場合における配置予定管理技術者等（調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。）の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 業務実施上の条件

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

2. (1) 1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年11月22日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表1②に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

3) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社などをいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a) については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- a) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他選定・特定手続きの適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

平成18年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

- ・同種業務：堤防の浸透流解析及び対策工の詳細設計を実施した業務
- ・類似業務：堤防の浸透流解析を実施した業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする。

参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種又は類似業務の実績を有さなければならない。また、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成18年度以降公示日までに実施した業務の実績（国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とし、再委託による業務の実績は含まない。）を有さなければならない。なお、業務の実績については、下記②を満たすものとする。

(注1)

「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す法人、及び国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

(注2) 「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

(注3) 「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であつて、平成20年12月1日現在、現に存する法人であつて、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)

②実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号及び平成23年3月28日付け国官技第360号。以下「成績評定要領」という。)に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予決令第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体の場合も、代表者の同種又は類似業務の実績、その他構成員の当該業務で実施を予定している分担業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務の場合は、業務実績として認めない。

③平成26年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

①配置予定管理技術者等

配置予定管理技術者等については下記の(1)、(3)及び(4)に示す条件を満たし、(2)の実績を有する者とする。

(1) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- [2] 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- [3] 国土交通省登録技術者資格(施設分野：河川・ダムー業務：計画・調査・設計)
- [4] RCCM(国土交通省登録技術者に登録された部門を除く)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- [5] 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者に登録された部門を除く)

(2) 下記のいずれかの実績を有する者。

平成18年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

- ・同種業務：堤防の浸透流解析及び対策工の詳細設計を実施した業務
- ・類似業務：堤防の浸透流解析を実施した業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額１００万円を超える業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（注１～４は、２．（２）１）を参照）

また、実績として挙げた業務の業務評定点が６０点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が７０点未満の場合は、業務実績として認めない。

(3) 公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が４億円未満かつ１０件未満である者。ただし、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を４億円未満から２億円未満に、件数を１０件未満から５件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成２４年３月３０日付け国九整達第９号）第６条第１１号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で４億円、件数で１０件の業務量（公示日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、契約金額で２億円、件数で５件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の[１]から[４]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- [１] 当該配置予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- [２] 当該配置予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
- [３] 当該配置予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [４] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額５００万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

(4) 平成２４年度以降公示日までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）のテクリス平均業務評定点が６０点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は１００万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

②配置予定照査技術者

配置予定照査技術者については下記の(1)、(3)に示す条件を満たす者であり、(2)の実績を有する者であることとする。

- (1) 上記２．（２）２）①配置予定管理技術者等の(1)に同じ。
- (2) 上記２．（２）２）①配置予定管理技術者等の(2)に同じ。
- (3) 上記２．（２）２）①配置予定管理技術者等の(4)に同じ。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者（企業）の経験及び能力
- (2) 配置予定の技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況等
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、CPDの取得状況、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手法及び工程表の妥当性等
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続等

(1) 担当部局

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178

九州地方整備局 菊池川河川事務所 経理課 専門官（内線402）

電話0968-44-2171 FAX0968-44-0104

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は、別表1①に示す日時。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに5.（1）の担当部局に連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：別表1②に示す日時

2) 提出場所：5.（1）に同じ

3) 提出方法

①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

(4) 選定通知の期日

選定通知の日は、別表1③に示す日。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：別表1④に示す日時

2) 提出場所：5.（1）に同じ。

3) 提出方法

①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要。

- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
- (6) 2. (1) 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者又は2. (1) 2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も5. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成 26 年 7 月 11 日付け国地契第 20 号、国官技第 99 号、国営整第 84 号）の 7 の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 9 日付け建設省厚契発第 18 号、建設省技調発第 63 号、建設省営建発第 22 号）を準用し、別表 1 ⑤に示す日とする。
- (7) 詳細は業務説明書による。

別表 1

①	説明書の交付期間	公示日から平成 28 年 12 月 16 日までの休日等を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
②	参加表明書の提出期限	平成 28 年 11 月 30 日 17 時 00 分まで
③	選定通知の日	平成 28 年 12 月 9 日を予定する。
④	技術提案書の提出期限	平成 28 年 12 月 19 日 17 時 00 分まで
⑤	「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の 7 における申請期限	平成 29 年 1 月 12 日